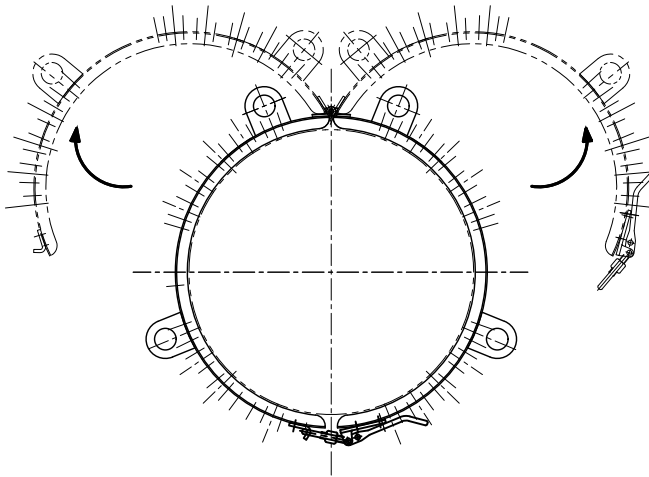


②-②



高圧ガスボンベを加熱して
 ガスを消費する場合
 一般高圧ガス保安規則 第60条の三
 液化石油ガス保安規則 第58条の三
 に従って下さい。
 加熱に使用出来るものは温湯
 その他の液体のみです。
 電気、火気は使用出来ません。
 また水滴等による腐食を防止する
 措置が必要のため直接温水に浸すことは
 出来ません。

